

京都市水洗便所築造工事資金貸付金償還金等の徴収及び収納事務委託に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第10号

京都市水洗便所築造工事資金貸付金償還金等の徴収及び収納事務委託に関する規程の一部を改正する規程

京都市水洗便所築造工事資金貸付金償還金等の徴収及び収納事務委託に関する規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公営企業法第33条の2及び同法施行令第26条の4の規定に基づき、京都市水洗便所築造工事資金貸付規程第5条に定める貸付金償還金及び延滞金（以下「償還金等」という。）の徴収及び収納事務（以下「徴収事務等」という。）の委託に関し必要な事項を定める。</p> <p>(委託の範囲)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 償還金等の<u>集金及び納入の受領</u></p> <p>(2) 前号により<u>収納した償還金等の出納</u>取扱金融機関又は収納取扱金融機関への払込み</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>2 <u>管理者は、必要に応じ、前項の事務の全部又は一部を委託するものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公営企業法第33条の2及び同法施行令第26条の4の規定に基づき、京都市水洗便所築造工事資金貸付規程第5条に定める貸付金償還金及び延滞金（以下「償還金等」という。）の徴収及び収納事務（以下「徴収事務等」という。）の委託に関し必要な事項を定める<u>ものとする。</u></p> <p>(委託の範囲)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 償還金等の<u>徴収及び受領</u></p> <p>(2) 前号により<u>受領した償還金等の出納</u>取扱金融機関又は収納取扱金融機関への払込み</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>2 <u>京都市公営企業管理者上下水道局長</u>（以下「管理者」という。）は、必要に応じ、<u>前項各号に掲げる事務の全部又は</u></p>

(委託の相手方)

第3条 徴収事務等の委託を受けることができる者は、当該事務を遂行するに足る責任能力を有する者でなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(委託契約)

第5条 徴収事務等を委託しようとするときは、委託を受ける者（以下「受託者」という。）との間に委託に関する契約書を取り交わさなければならない。

一部を委託するものとする。

(委託の相手方)

第3条 徴収事務等の委託を受けることができる者は、京都市上下水道局会計規程第18条の4に規定する者であって、次に掲げる要件を備えている者とする。

(1) 徴収事務等に関する情報を電子計算機により適正に管理し、当該情報を記録している電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を遅滞なく提供することができること。

(2) 個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下この号において同じ。）の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることができること。

2 管理者は、必要と認めるときは、前項の者にあらかじめ担保を提供させることができる。

(委託契約)

第5条 管理者は、徴収事務等を委託しようとするときは、委託を受ける者（以下「受託者」という。）との間に委託に関する契約を締結するものとする。

2 前項の契約書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) (略)
 - (2) 徴収及び収納手続
 - (3) 収納金の払込み
 - (4) (略)
 - (5) 事故の場合の措置及び責任
 - (6)～(10) (略)
- (受託者の義務)

第6条 受託者は、この規程及び前条の契約書に従い、委託を受けた徴収事務等を誠実に実施しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

2 受託者は、徴収事務等の遂行上生じた事故については、委託者の過失に起因するものを除き、すべて責任を負わなければならない。

2 前項の契約を締結するときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成するものとする。

- (1) (略)
 - (2) 償還金等の徴収及び収納手続
 - (3) 償還金等の払込方法
 - (4) (略)
 - (5) 事故が発生した場合の措置及び責任
 - (6)～(10) (略)
- (受託者の義務)

第6条 受託者は、地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2の2第1項に規定するもののほか次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受託者は、この規程及び前条第2項に規定する契約書に従い、委託を受けた徴収事務等を当該契約書に定める期間内に完了すること。

(2) 受託者は、徴収事務等の遂行中生じた事故について、受託者の責めに帰すべき事由がないと管理者が認める場合を除き、一切の責任を負うこと。

(3) 受託者は、前項の事故その他異常な事態が生じた場合には、直ちに管理者に報告すること。

(削除)

3 受託者は、前項の事故その他異常な事態が生じた場合には、直ちに管理者に報告しなければならない。

(収納金の払込み)

第7条 受託者は、償還金等を収納した場合は、計算書を添えて速やかに上下水道局の出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に払い込まなければならない。

(徴収事務従事者)

第8条 受託者は、徴収事務に従事させる者（以下「徴収事務従事者」という。）を選任し、管理者に届け出なければならない。

2 受託者は、徴収事務を行う場合には、徴収事務従事者に管理者の交付する身分証明書（別記様式）を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(新設)

(新設)

(削除)

(償還金等の払込方法)

第7条 受託者は、償還金等を徴収及び受領した場合は、その内容を示した計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて上下水道局の出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に払い込まなければならない。

(徴収事務等従事者)

第8条 受託者は、徴収事務等に従事させる者（以下「徴収事務等従事者」という。）の名簿を管理者に提出しなければならない。

2 受託者は、徴収事務等従事者を変更しようとするときは、事前に管理者に届け出なければならない。

(身分証明書)

第9条 管理者は、受託者に対し、徴収事務等従事者の氏名及び従事する徴収事務等の名称を記載した受託者証を交付するものとする。

2 前項の交付を受けた受託者は、徴収事務等従事者に当該受託者証を携帯させ、関係者から提示を求められたときには、速やかにこれを提示させなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(事務の検査)

第9条 管理者は、必要と認めるときは、職員に命じて受託者の徴収事務等に関し、帳票その他の書類を検査させることができる。

(新設)

(委託の告示)

第10条 管理者は、徴収事務等を委託したときは、京都市条例の公布等に関する条例に定める手続きにより告示する。

3 受託者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに受託者証を管理者に返納しなければならない。

(1) 第5条第1項に規定する契約が終了したとき。

(2) 徴収事務等従事者を変更したとき。

(3) 受託者証の有効期間が満了したとき。

4 第1項に規定する受託者証の様式は、管理者が別に定める。

(委託料)

第10条 管理者は、受託者に委託料を支払うものとし、その額は徴収事務等の範囲その他の事情を勘案して別に定める。

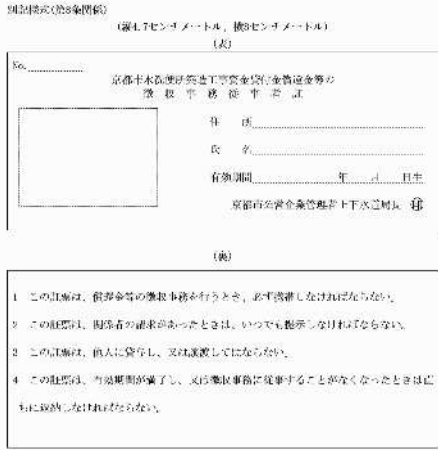
(事務の検査)

第11条 管理者は、受託者に地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2の2第2項に規定する報告をさせることができる。

2 管理者は、職員に地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2の2第3項に規定する検査又は質問をさせることができる。

(委託の告示)

第12条 管理者は、徴収事務等を委託したときは、地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第2項に規定する事項を告示しなければならない。

<p>2 前項の告示には、次の事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 受託者</p> <p>(2) 委託事務の範囲</p> <p>(3) 委託期間又は委託開始年月日</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 下水道部管理課長は、法令及びこの規程並びに委託契約の範囲内で、受託者と業務上の細目について協定し、又は受託者に必要な指示を与えることができる。</p> <p>別記様式（第8条関係）</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(協定及び指示)</p> <p>第13条 管理者は、法令及びこの規程に規定する契約の範囲内で、受託者と業務上の細目について協定し、又は受託者に必要な指示を与えることができる。</p> <p>(削除)</p>
	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(上下水道局下水道部管理課)